

第 号

令和 年 月 日

所在地名

--

称代氏表者名

--

殿

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

**所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書**

貴社は、以下の理由により所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったので所得税法第 180 条第 3 項の規定に基づき通知します。

(処分の理由)

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に  
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、  
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法  
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を  
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書  
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審  
査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服  
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下  
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき  
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま  
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません  
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す  
ることができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に  
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等  
の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の  
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書

## 1 使用目的

「所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人に対し通知するために使用する。

## 2 記載要領

(1) 不要部分を抹消する。

(2) 「… 3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。

また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(3) 「処分の理由」には、所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しないこととなったと認定する理由又は所得税法第 180 条第 1 項に規定する外国法人に該当しなくなったと認定する理由を記入する。

## 3 留意事項

### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。